

公共労速報 No.244

2016年12月2日 公立学校共済組合職員労働組合 TEL03-3872-6175

看護師の処遇改善要求署名 889筆提出！ 理事者は職員の声を受け！！

公共労は12月2日、889筆の署名を本部に提出し、処遇改善を求めました。署名へのご協力ありがとうございました。健康で働き続けられる魅力ある職場づくりに、公共労は引き続き奮闘します！！



看護師の処遇改善要求署名 2016年9月

私たち看護師は、日々病院で365日24時間患者さんのためにと勤務しております。それは病院で働く職員すべてが同様ですが、とりわけ看護師の多くは交替制勤務により、日勤、夜勤を繰り返す勤務のため、とくに育児や介護をしながら勤務をしている者にとっては、家族のサポートなしには働けないのが現状です。

交替制勤務者については昭和45年の人事院判定で「夜勤を二人制に、夜勤回数を月8日以内」とされてから45年経過した今も月8日夜勤が守られず、月に9回、10回という夜勤を余儀なくされています（8病院全体で9回夜勤 12.9%、10回以上夜勤 14.2%）。

また、看護師は人員不足により年休などが取得しにくく、平成27年度8病院平均で年7.7日しか取得出来ていません。

そして勤務環境が過酷なうえ、看護師は採用されてから15年間昇格が行われないなどの理由から、他職種と比較して初任給が高いものの5年、10年と勤務している間に他職種に給料が抜かれてしまい、生涯賃金では400万以上給料で差がついてしまっています。

私たち看護師は、病院内での勤務においても医療への貢献度においても他職種に劣らない業務を行っており、患者さんとの関わりにおいては最前線で看護業務を行っているという自負があります。

日々の業務を行なうに当たっての処遇改善を以下のとおり要求しますので、主旨にご賛同いただき、ご署名をお願いします。
(公立学校共済組合職員労働組合看護部)

公立学校共済組合理事長 殿

- 1 3級昇格の時期を早めること。在職5年、10年で特別昇給を行なうこと
- 2 夜勤は個人月8日以内とすること。8日を超える夜勤については、9日については8日を超えた1日（1回）につき正規の夜間看護手当の5割増、10日以上については超えた1日（1回）につき10割増とすること
- 3 夜勤・交替制勤務者は週32時間の正循環勤務とし、勤務の間隔は12時間以上とすること
- 4 勤続6年、9年、12年目に対して連続する特別休暇3日を付与すること
- 5 働き続けられる職場づくりや看護師などの人員不足の解消を図るためにも、短時間勤務などの選択を可能にすることにより、正規職員での柔軟な雇用を可能にすること

2016年10月